

令和4年9月21日 開会
令和4年9月21日 閉会
第 17 回
(通算第 206 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 13 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年9月13日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- | | | |
|---|----|---------------------|
| 1 | 日時 | 令和4年9月21日 |
| 2 | 場所 | 吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室 |

第 17 回吉賀町農業委員会会議録

招集年月日 令和4年9月21日

招集の場所 吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室

応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員		なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 房崎主税 右田巧 本廣順保
欠席委員	農業委員	10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	橋本俊郎 三浦浩明
欠員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉会		議長は 9時27分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		三井利民 藤井和子
会期の決定		令和4年9月21日
開議		令和4年9月21日
備考		

第 17 回農業委員会
(通算第 206 回)

令和4年9月21日

吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第3号 農地法第3条の規定による別段面積の設定について

事務局	<p>本日の欠席の方は、河口委員さん、田村委員さん、橋本委員さん、三浦委員さんの4名です。農業委員さん12名の内9名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>議事録署名委員として三井委員、藤井委員を指名する。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> <p>議案第1号の1について説明します。</p> <p>農地の所在は木部谷〇、地目は田、面積〇㎡、以下2筆、合計〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇さん、柿木の方、譲受人は〇さん、木部谷の方です。</p> <p>今回の申請地は木部谷の〇〇のところにある農地です。</p> <p>譲受人は、農作業歴は12年で、機械はトラクターを所有されています。</p> <p>下限面積について、木部谷地区は30aですが、取得後の経営面積は76a以上となりますので問題ありません。そして無償譲渡とのことでした。</p> <p>作付け予定の作物は、ブロッコリーです。</p> <p>申請の農地については、周囲の営農方法は熟知しているそうなので問題はないと思われまふ。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p> <p>ちょっと、会長</p>
茅原委員	<p>はい</p>
議長	<p>担当者の〇君には退室してもらわんといけんのんじゃないですか</p>
茅原委員	<p>一応審議の時にはいていただいて決裁の時にご退席いただこうと思っておりますけど、よろしいでしょうか</p>
議長	<p>今までなら、出る時なら、もうその前からずっと退席しとったから、どうかな、と思ったんです</p>
茅原委員	

議長

そうでしたかね？そうですか。ちょっと僕勘違いしてました。
それでは、前の前例に従って、○さん、すみませんが、ちょっと退席していただ
けませんか。すみません。私がちょっと勘違いしてました。

(○委員退室)

まずは、担当地区の田淵さんに、現地の方の確認の状況をお願いします。

田淵委員

みなさん、おはようございます。

○さんが、○さんの田んぼを預かって耕作していただけてますけど、この度、お
父さんから、その田んぼを引き継ぐにあたって、自分自身が、もう耕作する意欲が
ない、という事で、もう前々から「買ってほしい」という事を打診しておられたよ
うなんですけど、この度、相続するにあたって、無料譲渡して、という事で、両方
とも承諾されまして、内容的には、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

担当地区の委員さんのご報告は、以上のようなものでございます。

では、皆さんのご意見を拝聴したいと思います。

ご意見のある方、挙手の方でよろしくをお願いします。

よろしいですか？無いようでございますので決裁の方に入らせていただきます。

それでは、1号1番の議案につきまして、賛成の方の農業委員の挙手を求めます
はい、全員賛成でございます。よって認可されました。

それでは、○さんをお呼びください

(○委員入席)

○さんすみませんでした。さきほど、全員賛成で認可されかました
それでは議案1号2番でございます。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号の2について説明します。

農地の所在は木部谷○、地目は田、面積○㎡です。

譲渡人は○さん、柿木の方、譲受人は○さん、木部谷の方です。

今回の申請地は木部谷○のところにある農地です。

譲受人は、農作業歴は40年で、機械はトラクター、田植え機、コンバインを所

	<p>有されています。</p> <p>下限面積について、木部谷地区は30aですが、取得後の経営面積は1ha以上となりますので問題ありません。そして無償譲渡とのこと。</p> <p>作付け予定の作物は水稲です。</p> <p>申請の農地については、周囲の営農方法は熟知しているそうなので問題はないと思われま。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは同じく、木部谷を担当していただいております田淵委員さんに、ご報告をお願いしたいと思います。</p>
田淵委員	<p>はい、この件も先ほどと同じ内容でございます。特に問題ないかと思います。</p> <p>以上です</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、皆さんの意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>ご意見のある方、挙手をお願いします。</p> <p>それでは、無いようでございますので、裁決の方に移らせていただきます。</p> <p>議案第1号2番の案件につきまして、賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可されました。</p> <p>続きまして、議案第1号3番につきまして、説明をお願いします</p>
事務局	<p>議案第1号の3について説明します。</p> <p>農地の所在は抜月〇、地目は田、面積〇㎡、以下2筆、合計〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇さん、益田市の方、譲受人は〇さん、抜月の方です。</p> <p>今回の申請地は真田の〇のところにある農地です。</p> <p>譲受人は、農作業歴は10年で、機械はトラクターとコンバインを所有されています。</p> <p>下限面積について、抜月地区は30aですが、取得後の経営面積は1ha以上となりますので問題ありません。有償譲渡で10a当たり12万4千円とのこと。</p> <p>作付け予定の作物は、水稲と野菜です。</p> <p>申請の農地については、周囲の営農方法は熟知しているそうなので問題はないと思われま。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>

議 長	<p>はい、事務局の説明は以上のような事でございます。</p> <p>それでは、抜月地区の担当でございます、見川委員さんに、現地の方の状況説明をお願いいたします。</p>
見川委員	<p>おはようございます。場所は、僕が作っているハウスの3枚くらい上なんですけど、今ハウスが1枚できて、ハウスを作って野菜を作っているんですけど、もう45年くらい前の圃場整備の頃から、お父さんが預かって、今息子さんが今やられているんですけど、別に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>はい、どうもありがとうございました。既に、ハウスが建って営農しておる、という状況であるそうでございます。</p> <p>それでは、皆さんの意見を伺いたいと思います。</p> <p>ご意見のある方、挙手をもって、ご意見をお願いします。</p> <p>問題ないとは思いますが、ご意見ないですね？</p> <p>それでは採決の方に移らせていただきます。</p> <p>賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第1号の3も認可されました。</p> <p>続きまして、議案第2号に移らせていただきたいと思っております</p> <p>農業経営基盤法の利用権設定の関係でございます。事務局説明をお願いします。</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号について説明します。</p> <p>この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。</p> <p>基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>《新規案件を読み上げ》</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>以上、事務局の説明でございます。利用権設定でございますので、現地の方の委員さんの説明はございませんが、みなさんのご意見を拝聴したいと思います。</p> <p>ご意見のある方、挙手でよろしくをお願いします。</p>

茅原委員	はい
議 長	茅原委員 1年7か月というのは、いつからで、田んぼで預かれるにとしては、えらい中途半端な期間になるんだけど、何か、1年7か月というのはどのように、設定しとるんでしょうか
事務局	実際は今年からされているんです。6年というのは、年齢的に厳しいという事で、来年度までを設定されたい、という事で、今から議案に挙げるという事もあって、このような中途半端な期間になってしまいました。
茅原委員	今年の4月から作っておられるんだったら、来年もう1年作るんだったら、12月で切れるようにしたらいいと思うんだけど、このまま7か月にすると、4月か5月の田植えをする頃に切れるような感じで、次の人に貸すにも難しい時期になるような気もするんですけど、どうなんでしょう。この期間でいいんですかね？まあ出とるんじゃけええんじやろうが。何か、稲を作るにしたら、中途半端なような気がするんじやけど
議 長	確かにおっしゃるように、もしかして手を離す、という事になると、こんなところで手を離されたら、田んぼも持てんのが事実だろうと思いますね。 まあその辺での、〇さん、年齢的な事もあるって言うておられましたが、それなら、なおさらの事、切りのいいところの方がいいのかな、という感じはいたします。これでやってくれ、と言うわけにもいかんのんですけど、我々が「いけん」という事のも言えないのかな、と思っとるわけですが。確かに・・・
潮委員	そんないい加減な人ではありませんから。
議 長	あ、そうですか。よく知ってて、理解してやっとるという事で、地元の委員さんからのご意見がございました。そういう事だそうでございます。
三井委員	とりあえず、奥さんの「〇さん」と盆前に初盆に行って、色々今後の事について話したんですが、とりあえず〇君が作るという事で、誰か他にずっと作ってくれる人がいれば、いう事でした

まあ I ターンの中にも色々な人がおるんで、むやみやたらと貸すわけにもいかんし、という事で、まあそこんところは、○君が作りながら様子を見ましょう、という話をしたんです。相続の事も、娘さん 2 人なんで、どういうふうにするかを、今後の事を考えてくださいね、という話はしてきたんですけどね。とりあえず、○君に、年は私と一緒に 73 なんですけど、2 年と言わず 80 くらいまでは頑張ってもらいたいな、とは思っておるんですが。

議 長

地元の委員さんが、相談に対応しておられるという事でございます。
まあ、そういった形でご理解得たいという事でございました。

他に、皆さんご意見ございますか？

無いようでしたら採決に移らせていただいて、よろしいですか？

それでは、第 2 号議案の 1 番につきまして、農業委員さんの賛成の方の挙手を求めたいと思います。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可されました。

それでは、最後の議案になります。議案だい 3 号につきまして、説明を、事務局お願いします。

事務局

議案第 3 号について説明いたします。

通常農地法第 3 条により農地を取得する際には、下限面積要件として、その人の経営面積がその地区で設定されている下限面積以上でなければならない、というものがあります。これは、小面積では農業生産力が低くなることや、農地の集積に際しても支障が出てくる、などの理由から設けられているものです。

ただし、例外として「市町村の全部又は一部について別段の面積を定め、公示したときはその面積」以上であれば許可ができる、ということになっております。

吉賀町の場合、経営面積が原則 30a 以上ないと許可できないことになっておりますが、空き家バンクの付属農地については下限面積が 0.1a となっております。

今回の対象地は真田○、畑、○㎡です。

この農地は吉賀町役場企画課より依頼があったもので、空き家バンクの登録の住宅に付属する農地です。持ち主は○さん、広島市の方で、○さんに住宅とともに売買される意向があるようです。

真田地区の場合、経営面積が 30a 以上ないと農地の取得が出来ませんので、今回この農地について 0.1a の別段面積を定めたいというものです。

今回承認されれば、この農地については 30a の経営面積がなくても取得が可能となります。実際に売買が行われる際には農地法第 3 条の許可申請がありますので、その際に再度ご協議いただくことになります。

はい、事務局の説明は以上のような事です。この別断面積の設定につきまして、真田地区の委員さんの方で現地見ていただいておりますので、ご報告よろしくお願ひします。

茅原委員

現地の方は、宅地の下側に付いております農地です。○さんは、別に田んぼも持っておられるので、それも一緒に買われれば、このような別段面積を決める必要はないんですけど、○さんも、もうこっちには帰って来ないという事で、これを通してくれんと、農地は荒れますよ、と 1 週間くらい前に電話がありました。○さんの方が、この農地を作る、という事を言っていれば済むことなんですけど、別段面積を決めることには問題はないんですけど、残った田んぼ、これも広島の方から帰ってできないと思うし、まあ今は、法人を作ったところに預けているんですけど、○さんが農地を頑張っ、一緒に農業をやるという事であれば、他の田んぼも一緒に買ってもらえれば別断面積を決める必要はないんですけど、田んぼなんか作らんという気であれば、しょうがないです。別段面積と通していいと思います

議 長

現地の方、委員さんの方で説明は以上のような事でございます。

まあおっしゃる通りで希望する事もあるんだよ、という事で、それから、そういう風な状況になって、次に買われる方が田んぼも別にあって、それを買っていただいて、作っていただけたら最高なんですけど、要望というまでしかできないかもしれませんが、まあ現状として今回は、別断面積を設定の申請が出ましたので皆さんのこの件につきましての、ご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手をよろしくお願ひします。

茅原委員

今、農地パトロール終わったところ、年に 3 回くらい広島から帰って、草を刈っているそうです。今のところ 50 センチくらいの草が生えているような状態です

議 長

今残っている田んぼ、というのは、法人が作っておられる、という事ですね？

茅原委員

今は法人が作っておられます

議 長

今は法人が預かっておられる。

茅原委員

まだ今から、登記をしてから確実にやるんだろうと思いますけど、一応は工事が終わりましたところです

といった事であるそうです。

ご意見ございませんか？それでは、無いようでしたら決裁の方を取らせていただきたいと思います。

議案第3号の1につきまして、賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。で、議案第3号は認可されました。

以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前 9時 27分閉会